

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（手回り品に係る取扱いの変更等に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(普通回数乗車券の発売)</p> <p>第 39 条 旅客が、片道 200 キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な 11 券片の普通回数乗車券を発売する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p> <p>第 290 条の 3 旅客は、第 282 条、第 289 条、第 290 条又は第 290 条の 2 に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第 282 条から前条に定める取扱いに限って請求することができる。</p> <p>2 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第 307 条 旅客は、第 308 条から第 309 条までに規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 <u>旅客が、手回り品中に危険品又は前項ただし書第 2 号の規定による物品を収納している疑があるときは、その</u>旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(普通回数乗車券の発売)</p> <p>第 39 条 旅客が、片道 200 キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な 11 券片の普通回数乗車券を発売する。<u>ただし、下関発又は着となるものを除く九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間については、第 40 条及び別に定める割引の普通回数乗車券を除き発売を行わないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p> <p>第 290 条の 3 旅客は、第 282 条、第 289 条、第 290 条、<u>第 290 条の 2 又は第 307 条第 4 項</u>に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第 282 条から前条<u>又は第 307 条第 4 項</u>に定める取扱いに限って請求することができる。</p> <p>2 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合、<u>車両の故障等又は第 307 条第 2 項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第 3 項の規定による協力の求めに応じたこと</u>により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第 307 条 旅客は、第 308 条から第 309 条までに規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 前項ただし書<u>第 1 号又は第 2 号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、</u>旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。</p> <p><u>3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。</u></p>

現 行	改 正
<p><u>3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(有料手回り品及び普通手回り品料金)</p> <p>第 309 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、第 308 条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) <u>長さ 70 センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が、90 センチメートル程度</u>の容器に収納したもので、かつ、<u>他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの</u></p> <p>(2) 容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの</p> <p>2 普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに、1 個について 290 円とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>4 第 2 項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限り。）は第 282 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</u></p> <p><u>5 第 2 項及び第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。</u></p> <p><u>6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(有料手回り品及び普通手回り品料金)</p> <p>第 309 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、第 308 条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) <u>他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3 辺の最大の和が、120 センチメートル以内の専用の容器</u>に収納したもの</p> <p>(2) <u>専用の容器</u>に収納した重量が 10 キログラム以内のもの</p> <p>2 普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに、1 個について 290 円とする。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。